

一般社団法人 日本専門看護師協議会 選挙管理委員会細則

(目的)

第1条 この細則は定款に基づき、評議員・監事選出細則、および理事選出細則により、理事及び監事、社員（評議員）の選挙を民主的かつ能率的に運営することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この細則の適用範囲は定款に定めるもののほか、前条の目的のための委員会の設置並びに委員会業務などの必要事項について適用する。

(委員会の設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、理事及び監事、社員（評議員）を選任する年度に選挙管理委員会を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、代表理事が理事会の承認を得て理事、監事以外の正会員の中から委嘱する。

2 委員会は5名で構成し、委員長は委員の互選により選出する。選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。

3 前項の委員に欠員が生じた場合は、代表理事は理事会に諮り補充の委員を委嘱する。

4 2及び3項の委嘱にあたって、同一分野に偏ることのないように配慮する。

5 委員が評議員監事選挙と理事選挙の候補者になった場合は委員を辞す。

(委員の任期)

第5条 選挙年度の代表理事からの指名により委嘱された選挙管理委員の任期は、定期社員総会における報告までとする。

(委員会の業務)

第6条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 理事及び監事、社員（評議員）の選挙に係わる日程など計画の立案
- (2) 理事及び監事、社員（評議員）の選挙に係わる選挙人、被選挙人名簿等関係書類の作成
- (3) 理事及び監事、社員（評議員）の選挙に係わる関係事項の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効、無効の判定
- (6) 選挙終了後当選者の決定
- (7) 選挙結果の定期社員総会における報告
- (8) 次点者を含めた選挙結果報告書の作成
- (9) その他選挙に必要な事項

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会が行う。

(附則)

この細則は平成30年8月4日より施行する。